

「川西町第 11 次高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画」の 策定に向けて

1 計画策定の趣旨

本町では、高齢者保健福祉施策と介護保険事業の一体的な取組を進める計画として、令和 6 (2024) 年度～令和 8 (2026) 年度を計画期間とする「川西町第 10 次高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」を策定し、これに基づく施策の展開を図っているところです。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は 3 年ごとの見直しが定められた法定計画であることから、本町における高齢者福祉行政を取り巻く状況の変化、高齢社会における諸課題に対応するため、計画の見直しをする必要があります。

このたび、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進と、介護保険サービスの質の向上、医療と介護の連携、認知症施策の推進等、高齢者の生活を支える体制や仕組みづくりを目的として、令和 9 (2027) 年度～令和 11 (2029) 年度を計画期間とする「川西町第 11 次高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法の第 20 条 8 第 1 項の規定に基づく「老人福祉計画」と介護保険法の第 117 条第 1 項の規定に基づく「介護保険事業計画」に加え、今回から新たに、共生社会の実現を推進するための認知症基本法(以下「認知症基本法」という。)の第 13 条第 1 項の規定に基づく「認知症施策推進計画」を一体のものとして策定する計画です。

老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項 (市町村老人福祉計画)

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

介護保険法第 117 条第 1 項 (市町村介護保険事業計画)

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

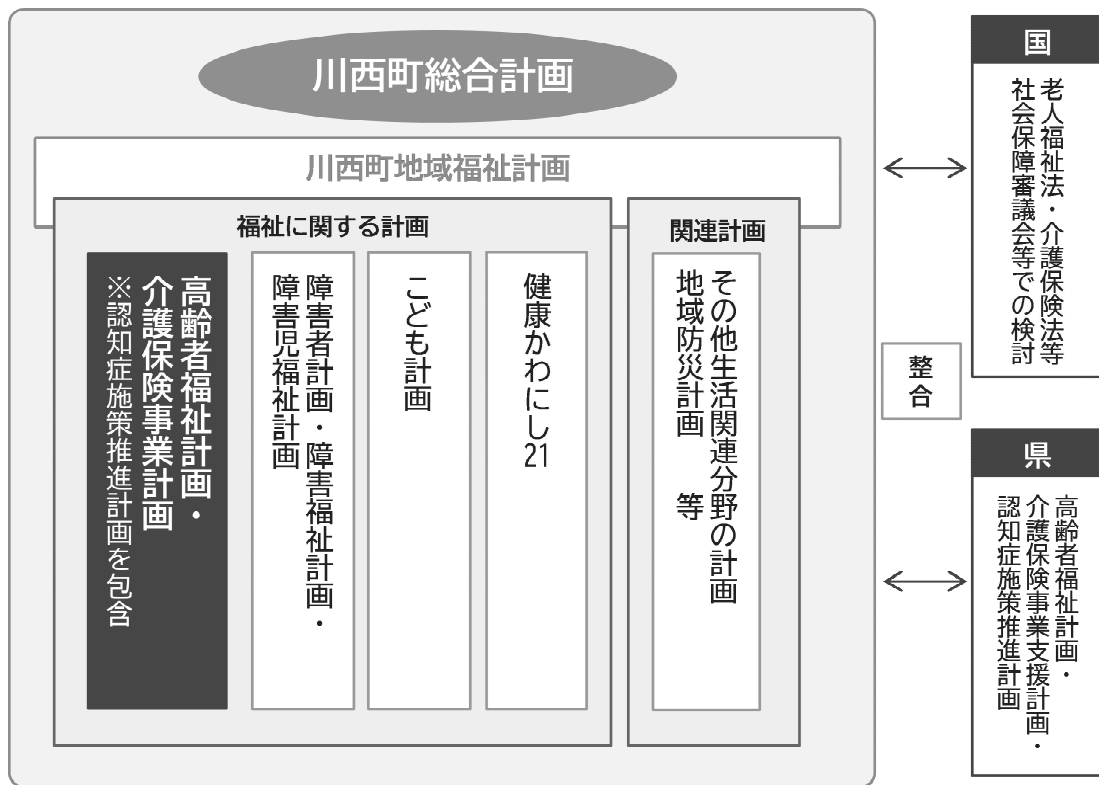
共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条第 1 項 (市町村認知症施策推進計画)

市町村(特別区を含む。以下この項において同じ。)は、基本計画(都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画)を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画(次項及び第三項において「市町村計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

本計画から
追加

(2) 計画の位置づけ

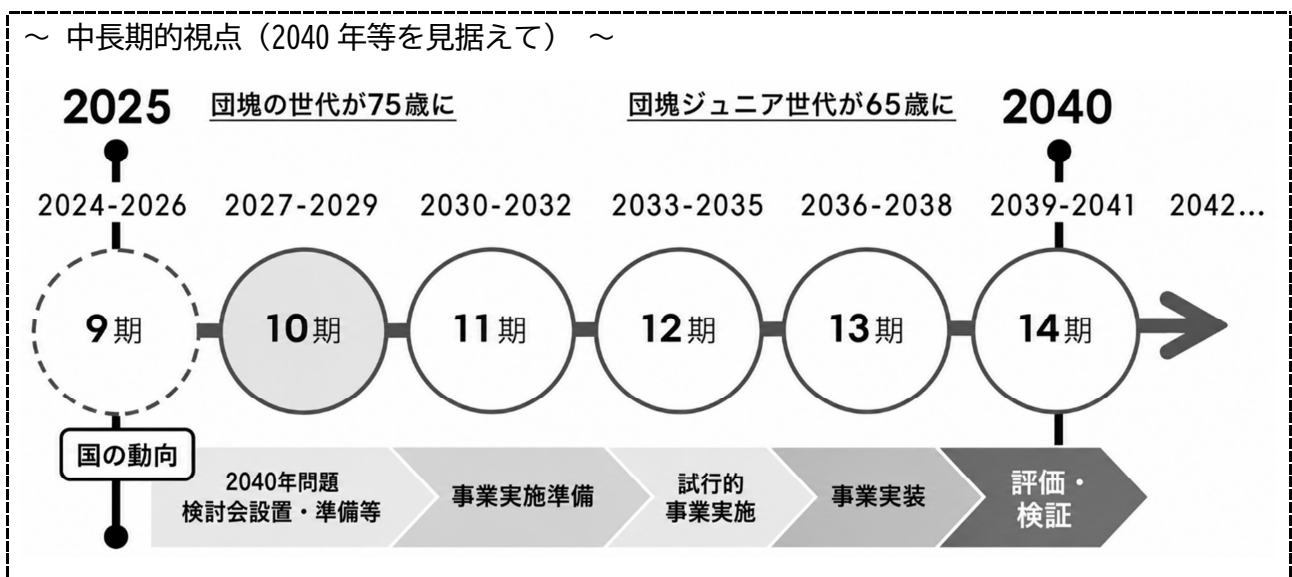
本計画は「川西町総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉に関する計画として策定するものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和9（2027）年度～令和11（2029）年度の3年間です。

ただし、本計画は、本町の状況や国の検討状況を踏まえ、令和22（2040）年を見据えた中長期的視点により検討・策定していく必要があります。



4 国の基本指針（案）

本計画は、国が示す「基本指針」を踏まえて、計画を策定していく必要があります。

《参考》 第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針に盛り込むことが考えられる
主な事項のイメージ

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

①介護保険事業（支援）計画の策定

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- ・計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- ・計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの新たなタイプの活用等）について議論。
- ・医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

2. 地域包括ケアシステムの深化

①総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。

②頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。

③認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

3. 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

①都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。

②テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

資料：「基本指針について」（厚生労働省／令和8年3月9日）

5 市町村認知症施策推進計画の策定について

1 認知症基本法の成立・施行

国において、令和5（2023）年6月に認知症基本法が成立、令和6（2024）年1月に施行され、令和6（2024）年12月に「認知症施策推進基本計画」が策定されました。なお、認知症基本法では市町村認知症施策推進計画（以下「市町村計画」という。）の策定が努力義務となっています。

2 「新しい認知症観」について

「新しい認知症観」とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。

このため、本計画では、全ての住民に「新しい認知症観」を周知しながら、認知症の人の尊厳が保たれつつ、認知症の人が自らの意思によって、多様な主体とともに日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会を創り上げていくことを目指します。

3 基本的施策等の推進について

国の「認知症施策推進基本計画」には、地方公共団体（都道府県及び市町村）は、地域の実情や特性をいかした取組を、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人と家族等と共に推進することが重要と示されています。

【基本的施策】

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等（国・地方公共団体）
2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進（国・地方公共団体）
3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等（国・地方公共団体）
4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護（国・地方公共団体）
5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等（国・地方公共団体）
6. 相談体制の整備等（国・地方公共団体）
7. 研究等の推進等（国・地方公共団体）
8. 認知症の予防等（国・地方公共団体）
9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施（国）
10. 多様な主体の連携（国）
11. 地方公共団体に対する支援（国）
12. 国際協力（国）

4 策定のプロセスにおける大切な視点

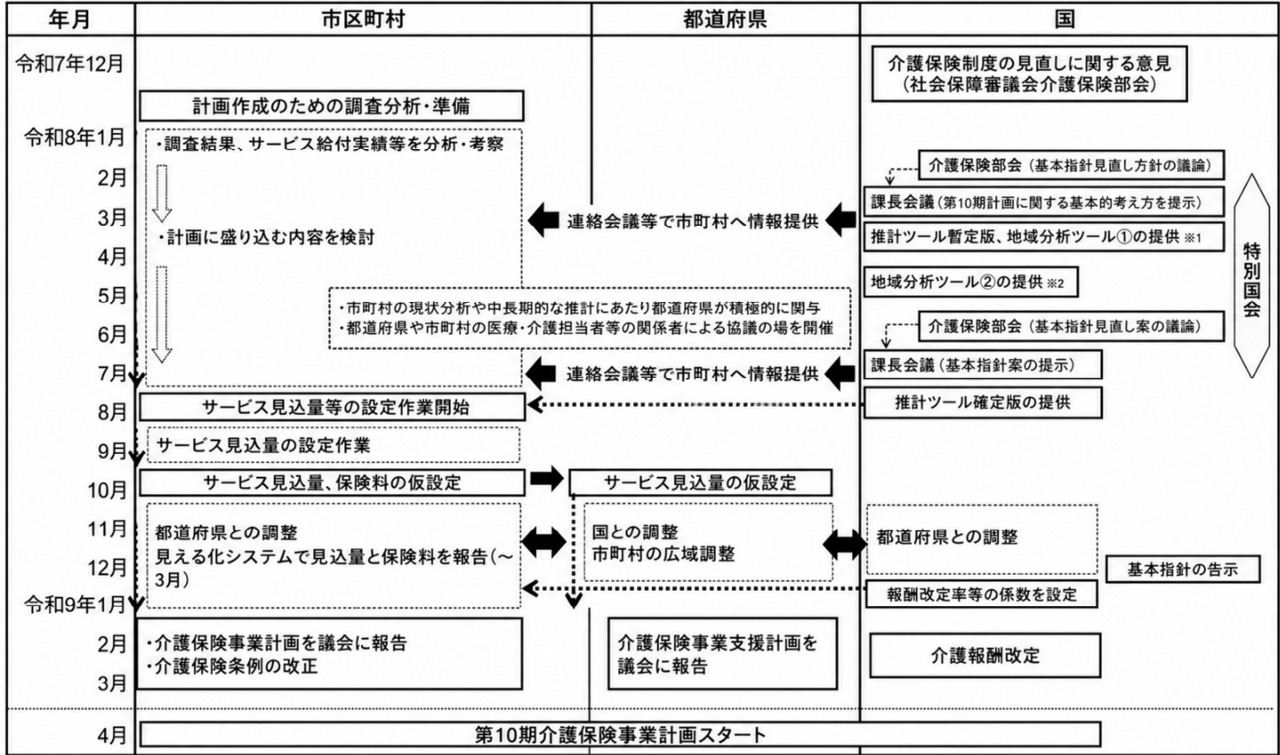
市町村計画の策定では、認知症基本法第3条の基本理念を踏まえ、施策の立案、実施、評価のプロセスに、認知症の人や家族等の参画を得て、意見を聴き、対話しながら進めていくことが求められています。

このため、本計画においては認知症の人と家族等からの意見聴取を行い、認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、国が示す基本的施策に沿った検討を行っています。

6 計画策定に向けたスケジュール

本計画は、次に示されている国の動向に沿って策定を進めます。

【第10期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール】



(厚生労働省/令和8(2026)年3月9日)

■ 令和8年度スケジュール（案）

月	策定業務の主な内容 (国の方針・手順に基づく)	策定委員会
4月～ 6月	計画作成準備・現状分析の開始 「見える化システム」等を用いた地域分析 サービス提供状況の確認 認知症当事者への意見聴取 次期計画の施策体系の検討	【第1回策定委員会】R8.5.21 ・計画策定に当たって ・高齢者の状況 ・ニーズ調査結果概要 ・在宅介護実態調査結果概要 ・現行計画の進捗状況 等
7月	国の基本指針案の提示（全国課長会議） 都道府県・市町村間の情報共有（7月目途）	【第2回策定委員会】R8.7.30 ・計画骨子案
8月	サービス見込量、施策の方向性の検討	
9月	将来推計の精査、都道府県への報告準備	
10月	素案の作成	【第3回策定委員会】R8.10.22 ・計画素案
11月	都道府県・市町村間の調整	
12月	パブリックコメントの実施	
1月	見込量・保険料の最終算定（報酬改定率等の反映）	【第4回策定委員会】R9.1.14 ・結審（最終報告、承認）
2月	計画案の確定	
3月	議会への報告、介護保険条例の改正	